

令和7年第11回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年11月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (15名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (5名)

6番 小松 伸治	14番 宮澤 秀一	24番 菅沼 佳彦
7番 田村 晴男	17番 河上 邦和	

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第51号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第52号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第54号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第55号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)
議案第56号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (森)

議事録署名人 2 番 (中嶋)

開 会 令和7年11月25日 午後3時00分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

今日お集まりいただき予定の皆様にはお集まりいただきましたので、ただいまから令和7年第11回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきたいと思ひます。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

急に寒くなりまして、お寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

また、先日は農業委員会大会に出席いただきましてありがとうございました。

その席の最後の講演では地域計画のブラッシュアップについての具体的な進め方について講演がありました。

内容については、具体例で、一つのやり方ということでは理解してききましたけれども、それを駒ヶ根市のほうに落とし込んでみますと、あの作業は一体誰がやるのだとか、どの方法でやるのかどうかとか、これから進めていく上での問題が見えてきました。

そこら辺のことは先日の市長への意見書の中にも盛り込んでありますので、改めて市長のほうにも申し上げた次第であります。

農業委員会にとりまして目標地図を作るということは至上命題ですので、地域計画全体の作業に関わっていくことはないと思ひますけれども、ここにおられる方々につきましては営農組合の組合長をされている方もおられると思ひますので、これからいろいろと作業が進んでいくと思ひますが、またそのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単であります、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

局 長 (入谷 吉博君)

大変ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は4番小松原ひとみ委員にお願ひしたいと思ひます。

4 番 (小松原 ひとみ君)

こんにちは。お願ひいたします。

今年は昨年比べて紅葉がとてもきれいでした。楽しませてもらいましたが、もう紅葉も終わり、冬の準備をする時期になりました。

中立という立場で、何も分からず農業委員をやらせていただいて3年目とな

ります。相変わらずほとんど役に立っておりませんが、私なりに農業に関心を持つようになり、出かけた先で見かける荒れた農地や作物も気になるようになりました。

女性協議会や農村女性ネットワークの研修にも参加させていただいています。先日も移住して農業をされている方のお話を伺い、安全・安心な食というものを改めて考える機会があり、我が家では主人が作ってくれる野菜を当たり前のように食べられるという一番ぜいたくなことに感謝だなと思いました。

農業委員にならなければ出会わないであろう方たちと知り合いになり、楽しく活動させていただいております。

できる限り研修、会合には出席させていただこうと思っています。もうしばらくよろしく願いいたします。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長をお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和7年11月4日付、告示第11号をもって招集しました令和7年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数15名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

6番 小松伸治委員、7番 田村晴男委員、14番 宮澤秀一委員、17番 河上邦和委員及び24番 菅沼佳彦推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において1番 森武雄委員、2番 中嶋隆委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第51号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の東1筆398㎡になります。

1ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画は共同住宅、承継計画も共同住宅となっております。

当初計画では共同建築を建設する目的によって当地を取得したが、人件費の高騰により事業目的の達成が困難となったことから事業計画者及び目的を変更したいというものでございます。

承継計画は事業計画者により当地を居住用の宅地として使用する計画となっております。

なお、こちらにつきましては5条の転用申請が同日付でありましたので、こちらにつきましても後ほど説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (小松原 博君)

今、事務局のほうから説明がございましたように、事業計画の変更ということで、以前一一二十五、六年くらい前になりますか、そのときにも許可が下りているということで、済んでおります。

それで、11月初頭に副担当の氣賀澤会長と一緒に現地調査しまして、問題なしということで意見書のほうも提出しておきました。

周辺はもう住宅地として整備されておまして、周りの農地に関しては、雨水等が流入されるようなおそれもないという形を確認しております。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第51号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

ここで議案第 52 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により [] は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[] 退場

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

上赤須区、[] の北 1 筆 3,269 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は後継者がおらず農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

中沢区、[] の南 2 筆、計 153 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当地への移住を予定しており新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の南西2筆、計1,013㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

東伊那区、[REDACTED]の南2筆、計1,901㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は高齢になり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (小松原 博君)

1番を説明させていただきます。

申請の上がってきたのは10月初旬になります。書類が上がってきた段階で副担当の氣賀澤会長と一緒に現地調査をいたしました。

それで、譲渡人は、以前は地区外に在住しており、[REDACTED]が亡くなってから上赤須に戻られて農地を継承されたのですが、[REDACTED]の代から耕作は法人に委託しておりまして、それをずっと継続してきて現在に至っております。

譲受人と譲渡人は親戚関係になりまして、農地を耕作できないからと譲渡人が譲受人に耕作を依頼したところ、たまたま譲受人は耕作地を拡充したいということで、利害が一致しまして今回の契約に至ったという状況でございます。

それで、当該農地は譲受人の土地も隣接しておりまして、耕作等には問題ないと思います。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは2番をお願いします。

3 番 (木下 亜紀君)

11月8日に森副会長とともに現地確認に参りました。

譲渡人の方は■■■■■在住で、このたび親御さんの住居を空き家バンクに登録したところ、県外の方から購入の意向があったということで、■■■■■の■■■■■が住居を購入され、そして住居に付随している家庭菜園用の農地を■■■■■に譲渡するという内容の申請でした。

広さ的にはそんなに大きいものではなく、1畝ちょっとなのですが、現在は主に同じく県外にお住いの譲渡人の■■■■■が県外から月1回ほど通ってきて畑をやっているというので、きちんと管理されておりましたけれども、引き続き畑の管理をするのは難しいということで、住宅を購入される方に農地も売却されたいという御意向でした。

それで、■■■■■は近いうちに東伊那の■■■■■で就農される予定ということで、今は市役所の御担当の方といろいろ調整されているそうです。

11月8日の現地確認のときは■■■■■だけだったのですが、11月10日には澤田さんも県外からお見えになったので、私がお会いしまして、土地の利用のこととか、草刈りのこととか、御意向を確認いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では次をお願いいたします。

8 番 (滝沢 久美子君)

3番ですけれども、譲渡人の■■■■■は、ここにありますが今は■■■■■に住んでいらっちゃって、もう畑などを管理することはできなくなっています。

それで、譲受人の■■■■■は、農業は未経験ですけれども、当地に友人がおられまして、退職後に農業をしたいということで、既に農機具を少しそろえながら勉強して、ここで野菜などを作っていきたいと積極的に準備されていますので、問題ないと思います。

それから、4番を続けて説明していいですか。

4番ですけど、こちらは、譲渡人の■■■■■が高齢になって農業を続けることができなくて、今まで耕作していた■■■■■がそのまま耕作するという形ですので、問題ないと思います。

住宅の敷地として使用してきた土地について農地法による手続が取られていないことが分かったため追認の手続を取りたいというものでございます。

農振法等でございしますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続いて2件でございします。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

町3区及び町4区、XXXXXXXXXXの西3筆、計398㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、駐車場。

理由でございしますが、申請人は申請地に隣接する土地に居住しており、自己所有用及び近隣住民への貸出用として使用する駐車場を設置するため当地を使用したいというものでございします。

農振法等でございしますが、農振地域外となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番 (塩木 操君)

1番ですが、位置図を御覧いただくとおりで、XXXXXXXXXXの屋敷の周りには石積みと昔からの風よけの生け垣がありまして、申請理由に書いてあるとおり、この部分に変更されていなかったため、今回、改めて4条申請をしたところで、もう昔からこういう状態で使われていたものですので、特に問題ないと思えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次をお願いいたします。

4番 (小松原 ひとみ君)

申請人のXXXXXXXXXXに隣接している農地でありまして、日常的に使用する車両の駐車場として整備するための許可申請です。

この農地は住宅に囲まれていてほかの農地への影響はないことから、問題ないということで許可させていただきました。

よろしく申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 53 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔XXXXXXXXXX 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 8 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。
5-1 で表示した場所になります。
町 4 区、XXXXXXXXXX の東 2 筆、計 461 m² になります。
8 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅。
理由でございますが、譲受人は住宅の建築、販売等を行っており新たな建て売り住宅の販売によって事業を拡大させるため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和 7 年 9 月 24 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、付近の医療施設ありで見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

上赤須区、XXXXXXXXXXの東1筆 398㎡になります。

8ページにお戻りください。

先ほど計画変更の議案で説明させていただいた内容と同じになります。

理由でございますが、譲受人は現在市外に在住であるが本市へ移住するに当たり新たに住宅を建てるため当地を取得したい、譲渡人は現在市外に在住であり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南東2筆、計131㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は現在市外に在住であるが本市へ移住するに当たり購入予定の空き家に隣接する当地を駐車場用住宅敷地とするため取得したい、譲渡人は現在市外に在住であり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

4 番 (小松原 ひとみ君)

譲渡人のXXXXXXXXXXは、この農地を相続いたしました。が、遠方に住んでおり農地の管理ができないこと、また住宅に囲まれ農業維持が困難なことから、譲受人のXXXXXXXXXXに建て売り分譲地として譲渡するための申請です。

近隣農地への影響はなく、問題ないと思います。

お願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番ですけれども、何か先ほどの説明に加えることがありましたら

9 番 (小松原 博君)
特別、追加説明はありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは3番をお願いします。

25番 (白川 眞武君)
ここですけれども、道路に面するところが [REDACTED] で囲まれており、一段高くなっています。
それで、この東にある [REDACTED] の家も一緒に購入されているということで、隣地になります。
今現在は [REDACTED] が栽培されております。
それで、この全面を駐車場にするわけではなく、一部一車が二、三台止められるくらいを駐車場として工事されるということです。
それで、意見書のほうには降雨時の道路への土砂流出防止に留意していただきたいということを付け加えておきました。
以上のように問題ないと思います。
以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第54号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第55号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書11ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和7年12月26日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田15万3,643㎡、畑8,486㎡、10年が田4万7,204㎡、畑4,117㎡、合計21万3,450㎡でございます。

貸手が51、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

12ページ～30ページに各筆の明細が載っております。

51名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で130筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある方へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、ちょっと時間を取りますので内容を見ていただきたいと思います。

それと、もしこの件につきまして補足説明等があるようでしたら担当農業委員さんから御発言をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (伊藤 宏美君)

20ページの28番29番の設定を受ける者――XXXXXXXXXXですが、私の御近所の方でして、もう足を悪くしていて、あと5年、大丈夫かなという感じの方なのですが、お一人でお住まいの方なので、この方の跡を継いで5年耕作される方はいないと思うのですが、こういう場合はどうなるのでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

主 査 (高坂 貴和君)

こちらの農地の貸借については、もし途中で耕作できなくなったときには途中解約になるかもしれないけれども、それを承知で、最低が5年になってしまうので、今回は利用権からの継続ということで、この期間に自信はないのだけれども更新するという形になります。

繰り返しになりますが、この期間に何か不測の事態が生じてしまったときには途中解約になることを御承知おきくださいという話を双方でしていただいた上で受けている件だったように思います。

16番 (伊藤 宏美君)

分かりました。

年齢が年齢なので、あと5年、しっかり農業をできるのかな、お一人だしな

とお聞きしました。

あと、次のページの30・31・32・33番の[]も御近所なのですが、同じ年で、しかも息子さんも遠くにいらして、うちを継がない様子ですので、この方もこの後5年ってというのは難しいかなと思うので、東伊那の相当の農地が不安だとお聞きしました。

この後どうなっていくのかを見守りたいと思います。

ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

問題があることは分かりましたけれども、また具体的なことが出てきたら対応していくということで進めていくことになります。

ほかに何か御質問等ございますか。

倉田委員、お願いします。

5 番 (倉田 益式君)

今年齢の話が出ましたので、ちょっと追加で確認したいのですが、運転免許証でも年齢制限を設けたりしていますよね。農業の関係では年齢制限はないのですか。例えば95歳という方が出てきた場合、それを本当に長野県農業開発公社として責任を持って取引を進めるのかどうか、どうなのでしょう。

次 長 (山本 孝浩君)

今のところ特に年齢制限というものは設けておりません。

ただ、今年から多くの方が中間管理事業を利用されるようになってきました。これまで貸借の期間は5年10年ということで設定されていたわけですが、担い手に集積するということから、長い貸借を設定したほうがいだろうということで恐らく5年10年と設定されていたのが、4月以降、認定農業者以外の方が利用されるようになってきて、果たして5年10年というものがこのまま制度として現実的かどうかというはこれから分かってくるころだろうと思います。

今の段階では、農業開発公社は5年より短い期間を認めていないので、今議案書に記載のとおり5年10年というところで設定させていただいたところではありますが、ではこの年齢で果たして5年もできるのかとか、そういったところ、また中間管理事業の制度のことについてもいろんな市町村からいろいろ苦情が出ているところでもありますので、必要によって駒ヶ根市農業委員会のほうからも長野県農業開発公社のほうに意見を出してまいりたいと思います。

5 番 (倉田 益式君)

地域計画の上では10年後耕作できる方ということで今は進められていると思うのです。87歳だと10年後は97歳です。私も97歳で百姓ができるのかといたらちょっと自信がないので、地域計画はこうですよということを前提に

した上で、県の公社のほうで本当に責任ある取引として扱えているのかどうか、内部の規約等の見直しするなり、一回、公社からの説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、長野県農業開発公社のほうへ意見を述べるとともに、また意見交換できるようにしてもらっていいでしょうか。

ほかにございますか。

それでは議案第 55 号について可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

それでは議案書 31 ページをお開きください。

議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積等促進計画総括表であります、まず公告年月日は令和 7 年 11 月 28 日を予定してございます。

売買の面積につきましては田んぼが 4,155 m²、売手、買手はともに 1 となります。

なお、この売買につきましては 11 月 5 日に農地あっせん審査会を開催しております。

次ページ——32 ページを御覧ください。

所有権移転一覧表でございますが、XXXXXXXXXX の 1 筆を所有していらっしゃる XXXXXXXXXX が長野県農業開発公社へ売り渡す内容で、対価は XXXXXXXXXX でございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和 7 年 12 月 22 日となります。

この農地の買取り予定者につきましては表の左下に記載してございますので、御確認ください。

農地の位置につきましては最後の 33 ページの載せております。

場所は下平区、XXXXXXXXXX の北側に位置している農地でございます。

以上、本件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
この件について補足説明のある地元委員の方がいましたらお願いいたします。

それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 56 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 7 年第 11 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 4 4 分